

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

決算申告確認書

法人税の申告は「確定決算主義」(法人税法 第74条)に基づいています。

「決算申告確認書」(税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面)とは・・・

税務代理を受任した企業の税務申告書の作成に際し、税理士が、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定められた書面に記載し、申告書に添付する制度です。

TKC会計人は税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面の信頼性を高めるため、関与先企業に対し、月次巡回監査を行っています。これにより、会計資料並びに会計記録の適法性、正確性及び適時性を確保するため、会計事実の真実性、実在性、網羅性を確かめ、決算書の信頼性を高めています。

TKC全国会では、この税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面を「決算申告確認書」とネーミングし、申告書に添付する運動を積極的に推進しています。

なお、税理士法第46条により、財務大臣は、税理士が添付書面に虚偽の記載をしたときは、懲戒処分をすることができる、とされています。

この2箇所に○印がありますか？

申告書

申告者	内 容				
氏名					
月 日					
年 月 日					
<input type="radio"/> 税理士法第30条 の書面提出有					
<input type="radio"/> 税理士法第33条 の2の書面提出有					
領等の還付金額 (46)	16	十億	百万	千	円
納付額 4) - (13)	17	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
この繰戻しに 伴う請求税額	18	外	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
計 - (17) + (18)	19	外	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

「法人税確定申告書（別表一（一））」を見れば、「税務代理権限証書」と「決算申告確認書」（税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面）の提出の有無を確認することができます。

※裏面をご参照ください。

法人税確定申告書（別表一（一））

税務申告における「決算申告確認書」(税理士法第33条の2第1項)の位置付け

企業

受任
(お受けします)
委任
(お任せします)

税務代理の委任

税務代理権限証書

(税理士法第30条に規定する書面)

- 税理士は税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証明する書面を税務官公署に提出しなければならないとされています。

「決算申告確認書」

(税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面)

- この書面は、税理士が「納税義務の適正な実現」を図ることを目的に、申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載する書面です。

電子申告完了済

[電子申告 (登録番号: 2011XXXXX 115531 受付番号: 2011XXXXX115531XXXXXX)]

法人税 確定期申告(年分: 平成22年 事業年度分: 年度: 平成23年3月31日) に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

(33の2-1)

年 月 日

税理士 業 敦士

東京都千代田区九段南○・○

電話 (03) 1234 - 5678

税理士 業 敦士

東京 税理士会 代田支会 登録番号 第 00001 号

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

(33の2-1)

年 分 等

平成22年 4月 1日

平成23年3月31日

平成22年 4月 1日